

令和2年5月1日

保護者の皆様

津幡町立津幡小学校
校長 坂本 由紀子
(公印省略)

臨時休業中の1～4年生児童等の居場所の確保について【訂正版】

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

津幡町教育委員会との協議のうえ、5月31日までの休業中に1～4年生児童等の安全安心な居場所確保のために、下記のとおり例外的な登校を認めることになりましたので、お知らせします。

なお、今後の状況によっては変更となることもありますので、ご了承ください。

記

1. 受入対象

小学校1～4年生及び特別支援学級の児童で、下記の全条件に該当する場合

- ①両親共働きまたはひとり親家庭で、日中該当児童のみの在宅となる。
- ②祖父母、親戚等、他の支援が受けられない。
- ③『保護者が医療従事者である』など、社会生活の維持に必要な仕事等の理由で休業できない。

※(③については5月11日からの対応です。学校における感染リスク低減に向けた取組をさらに推進するため、ご理解をお願いします。)

2. 例外的に登校するときの注意

- ①受入希望日時については、原則5月11日(月)までに、電話等により学校へご相談ください。
- ②受入時間は、原則、以下のとおりとします。
 - ・5月8日までは午前8時15分から午後2時30分まで
 - ・5月11日以降は午前8時15分から午後1時15分までのあいだ
- ③登下校は、保護者の責任のもとお願いします。
- ④各自で昼食や学習課題等の必要なものを持参してください。
- ⑤学校の制服を着用してください。
- ⑥公平性確保の観点から、授業は行わず、学習課題の自習や読書・ビデオ視聴等をするようになりますので、ご理解をお願いします。
- ⑦熱や風邪症状のある場合は登校できませんので、お子さまの健康状態の確認を十分に行い、学校の健康チェック表等を提出してください。